

五条広域事務組合
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和5年1月
五条広域事務組合

目 次

第1章 地球温暖化対策計画と地方公共団体の責務	1
1 「地球温暖化対策計画」の概要と策定の背景	
2 地方公共団体の責務	
第2章 計画の基本的事項	3
1 目的	
2 基準年度と計画の期間	
3 計画の範囲	
第3章 温室効果ガス排出状況	4
第4章 温室効果ガス排出量の目標	5
1 基本方針	
2 温室効果ガスの排出削減目標	
3 エネルギー使用量等の削減目標	
第5章 具体的な取組み	6
第6章 計画の推進と進行管理	7
1 推進体制	
2 進行管理	
3 実施状況の公表	

第1章 地球温暖化対策計画と地方公共団体の責務

1 「地球温暖化対策計画」の概要と策定の背景

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定や平成27年7月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、政府は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」を平成28年5月13日に閣議決定した。

我が国における2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減するとの中長期目標の達成に向けて、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、同目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けており、我が国が地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものである。

2 地方公共団体の責務

地方公共団体は、温対法に基づき、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとされ、同法第21条第1項では、政府が策定する地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務並びに事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画である実行計画を策定するものとするとしている。

一部事務組合についても、地方自治法第292条に基づき、都道府県又は市町村の規定の準用により、実行計画（事務事業編）を策定することが義務付けられている。

<温対法 第21条（抜粋）>

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- 10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

第2章 計画の基本的事項

1 目的

本計画は、温対法第21条第1項の規定に基づき、五条広域事務組合における省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取り組みを推進し、温室効果ガス排出量を削減するため、「五条広域事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「実行計画」という。）を策定し、一層の省エネルギー対策を推進することを目的とする。

2 基準年度と計画の期間

本計画は、2021（令和3）年度を基準年度とし、計画期間は、2023（令和5）年度から2028（令和9）年度の5年間とする。

3 計画の範囲

（1）対象範囲

当組合が管理運営する下記施設を、本計画の対象施設とする。なお、五条川斎苑については、供用開始して間もないため実績が乏しいこと、また地球温暖化対策実行計画（2030年度削減目標）に則り建設した施設であり、温室効果ガス削減の余地が少ないため、本計画には含めないこととする。

施設名称	所在地
クリーンパーク新川	清須市阿原向北55番地

（2）対象とする温室効果ガス

温対法第3条第3項で定めている7つの温室効果ガスのうち、二酸化炭素（CO₂）を本計画の対象とする。

温室効果ガスの種類	排出される主な活動
二酸化炭素（CO ₂ ）	電気、ガスの使用

第3章 温室効果ガス排出状況

各年度の温室効果ガスの総排出量の状況は、以下のとおりである。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度 (基準年度)
燃料使用量	電気 (kWh)	1,665,597	1,692,434	1,768,142
	ガス (m ³)	147,087	142,083	187,138
温室効果ガス総排出量 (kg-co ₂)		993,827	993,918	1,121,939
増減率 (前年度比)			±0.0%	+12.9%

※温室効果ガス総排出量は、地球温暖化対策推進法施行令第4条に基づく二酸化炭素の係数=1を使用

第4章 温室効果ガス排出量の目標

1 基本方針

■ 日常的な取り組みの推進

職員一人ひとりが事務事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や、省エネ・省資源に組み、環境法令順守に努める。

■ 継続的な改善の実施

温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標の達成に向けた取り組みを推進していく。

■ 取り組みの公表

温室効果ガス排出量の実態及び取組成果等を一般に広く公表し、率先垂範となることを目指す。

2 温室効果ガスの排出削減目標

	令和3年度 (基準年度)	令和9年度 (目標年度)	目標削減量	目標削減率
温室効果ガス 総排出量 (kg-co2)	1,121,939	813,169	308,770	△27.5%

3 エネルギー使用量等の削減目標

上記の削減目標を達成するため、電気、ガスの使用量の削減に務める。

施設 名称	取組項目	令和3年度 (基準年度)	令和9年度 (目標年度)	目標 削減量	目標 削減率
クリーン パーク新 川	電気使用量 (kWh)	1,768,142	1,326,107	442,035	△25%
	ガス使用量 (m3)	187,138	127,254	59,884	△32%

第5章 具体的な取組み

温室効果ガスの排出抑制を図るため、具体的な取り組み項目は以下のとおりとする。

(1) クリーンパーク新川（管理棟）

取組項目		具体的な取組み
電気使用量の削減	照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼休みや勤務時間外には不必要な照明を消灯する。 ・ 会議室や書庫は使用時のみ点灯する。
	OA機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間使用しない場合は主電源を切り、使用にあたっては省電力機能を有効活用する。 ・ 省電力、節電モードに設定する。
ガス使用量の削減	冷暖房機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 季節に応じた適正な温度管理の徹底を図る。 ・ 冷房時はブラインド等で遮光し、暖房時は自然光を積極的に取り入れ、機器の効率を上げる。 ・ 扇風機等を使用し、冷暖房効果の向上を図る。 ・ クールビズ及びウォームビズを実施する。
リサイクルの推進 ごみ排出量の削減	紙ごみの減量とリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両面コピー、両面印刷等を徹底する。 ・ 印刷ミスを防ぐため、プレビューの確認を徹底する。 ・ 会議資料は簡素化を図り、印刷は必要最小限の部数に留める。 ・ 電子メール等を活用し、ペーパーレス化を図る。 ・ ミスコピー用紙をメモ用紙等に使用する。

(2) クリーンパーク新川（処理棟）

取組項目		具体的な取組み
電気使用量の削減	設備全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転方式や運転スケジュールなどを見直す。
ガス使用量の削減	ボイラー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省電力機器の導入等を検討する。 ・ 効率的な運転の徹底を図る。

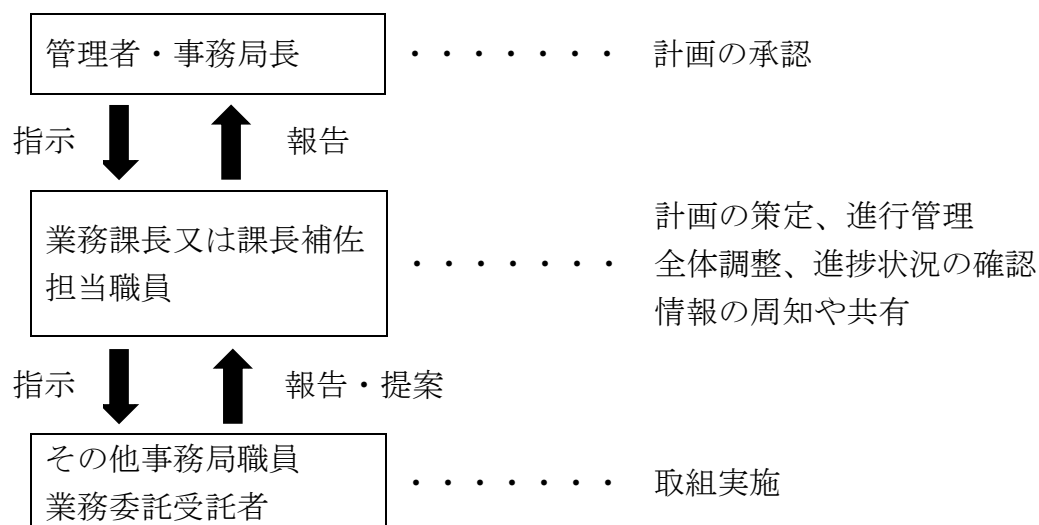
第6章 計画の推進と進行管理

1 推進体制

業務課長又は課長補佐及び担当職員を中心に本計画の策定、進行管理、全体調整、進捗状況の確認、情報の周知や共有を行う。

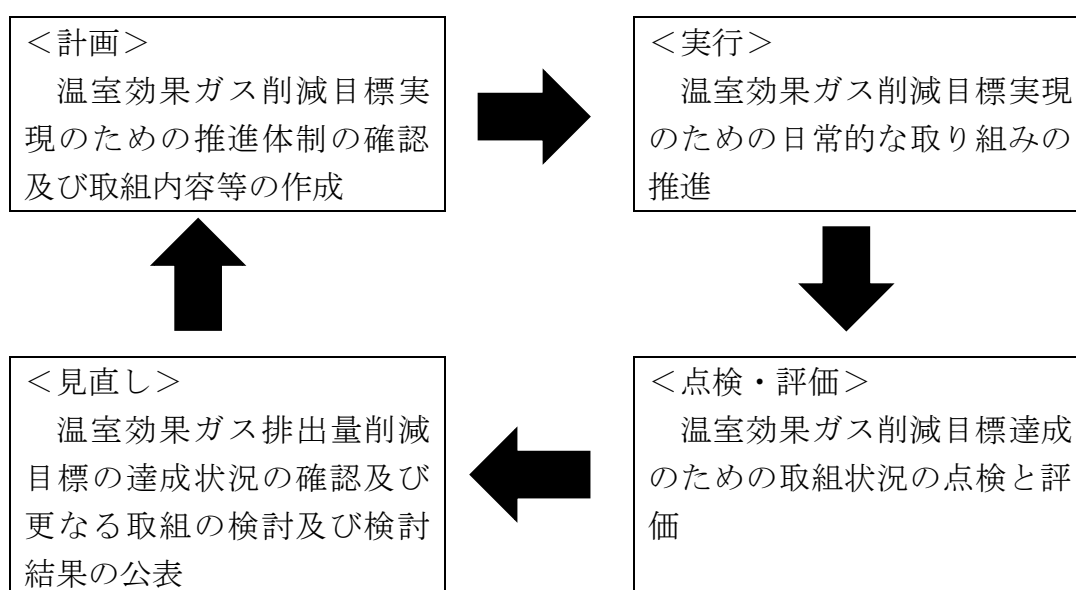
管理者及び事務局長は、本計画の承認や本計画に関連する指示等を行う。

その他事務局職員や施設管理を行う業務委託受託者は、本計画に基づく具体的な取組みを実施するほか、新たな取組みなどの提案も行うことができる。



2 進行管理

実行計画の進行管理は、次のとおり実施する。



3 実施状況の公表

温対法第21条第10項の規定に基づき、本計画に基づく措置及び施策の実施状況について公表する。